

○前提条件として、基本的に COSMOS の利用が認められるのは「センター教職員」「センター委託職員」であり、その他の方の COSMOS 利用については「自治医科大学附属さいたま医療センター総合医療情報システム利用規程」第 2 条(3)を適用して、都度センター長決裁を必要とします。

学外の方が電子カルテを閲覧する場合は、センターの研究者が下記の必要書類を揃え、医療情報部診療情報管理室(電算)に提出して下さい。

- (1) 下記の書類を医療情報部までご提出ください。
  - ・利用に係る依頼書【様式自由】  
※各所属長からセンター長あてとし、依頼書には「実際に利用する方の氏名」「申請理由」「データの利用用途・発表先」「閲覧期間」「学外者側の責任者」「センター側の責任者」を明記
  - ・総合医療情報システム(COSMOS)利用申請書【センター様式】
  - ・臨床研究等許可通知書または実施許可書の写し
  - ・個人情報保護等記載の契約書の写し
- (2) 医療情報部にてセンター長決裁が終了次第、申請の可否を申請者あてに連絡します。
- (3) 連絡の際に利用に必要な ID 等をお知らせしますので、それを使用してください。

外部の方からの問い合わせはセンターの研究者を介してお願い致します。

※学外のモニタリング担当者、監査担当者から医療情報部への問い合わせは受け付けておりません。